

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第  
五百五十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>営業時間が四時間未満であること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十五</p>	<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十</p>
<p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>		<p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	